業務委託の基本的な流れ(フロー図補足)

平成25年1月29日 さいたま市

			平成25年1月29日 さいたま市
	項目	実務	補足説明
1	業務委託契約	地域包括支援センター(以下、包括という) と居宅介護支援事業者(以下、居宅とい う)の間で業務委託契約を取り交わしま	委託契約書2通を作成し、双方で保管する。(契約期間は1年とし、契約書記載による特別な事情がない限り1年毎の自動更新とする)
		す。	県内の居宅は代理受領委任状1通を作成し、代理受領手続きを行う。 原本はさいたま市に提出し、必要であれば 双方でコピーを保管する。
2	利用者と契約	支援事業に係る契約書)を取り交わし、委 託契約についての同意書(介護予防支援	「介護予防支援契約における個人情報使用同意書」については、利用者の家族代表の署名、捺印もいただく事を原則とする。(家族と疎遠等の場合は家族代表欄は空欄でも可)
3	書類作成	ト、介護予防サービス支援計画書、サービ	2回目以降、利用者基本情報に著しい変化がない場合、省略も可とします。包括は介護予防サービス支援計画書を確認します。
4	利用者へ 提示・確認	居宅は③で作成した各書類と、包括に確認を得た書類を利用者に提示し同意の上、署名捺印をいただきます。	
5	提出 (給付管理票 の下書き等)	居宅は、サービス事業者から提出された 「介護予防実績/利用状況報告書」を確認 後、必要に応じてコメントを記入し、それら を毎月5日までに包括に提出します。	サービス事業者より送付された「介護予防実績/利用状況報告書」を包括へ転送する。
6	給付管理票作成 予防支援費請求	包括は、居宅から提出された予防実績報告書をもとに内容を確認し、給付管理票を作成し、介護予防支援介護給付費明細書(様式第7の2)と共に毎月10日までに国保連に提出します。	
7	書類の保管・返却	1 委託期間中の書類	包括及び居宅双方の利便性を考慮し、協 議の上、原本の保管先を決定することも可 能とします。
		2 委託終了の判断	包括と利用者間で取り交わす「介護予防 支援事業に係る契約書」に従います。
		3 委託終了時の返却書類	居宅は2に従い委託が終了の場合、速やかに全ての資料を包括に返却します。
			原則、個人ファイルの中身全部で、請求・ 給付に係る書類も含み、電子データについても委託期間分は削除とします。
		4 委託期間中の情報を居宅が保管した い場合	利用者及び家族から委託期間中の情報を保管、使用する事の同意を得れば、必要最小限の範囲のコピーを保管し使用する事も可能。

その他	 1 担当者会議 	開催ごとに担当者会議の要点を包括に提 出します。
	2 モニタリング	利用者の自宅訪問は、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があった時とします。それ以外は少なくとも、1ヶ月に1回はモニタリングを行い記録します。その結果、著しい変化があった時は包括に報告し、記録は終了時又は包括から指示があった時に提出します。
		1、2の記録は介護予防支援経過記録等 でも可。
	3 評価表	介護予防サービス支援計画書の期間が終了する前及び利用者の状況に著しい変化があった時に評価とするものとし、包括に提出します。

プラン等運営上の対応

担当者会議要点に関して	居宅事業所毎に使用しているソフトが違うので書式は問わない。
	開催日の日付は、プラン同意日以前であることが前提。
	包括への提出は、その都度でなくても後日まとめてでも良い。
プランのコメントについて	アセスメントに対して、適切なものになっているか等の計画整合性をみる。
	基本的には「特段何もなければ記入はしない」
	包括確認欄は「包括名」「包括担当者名」とする。押印は省略可。
プラン確認方法について	作成したプランの確認はFAX可。後日包括確認を印す。
評価票について	「包括支援センター意見」はケアプランと同じ扱い。
	「プラン継続・変更・終了」のチェックは包括の意見を基にCMがチェックする。
	基本的には、サービス利用が継続されてても「変更」に印がつく。
暫定プランについて	更新時に認定結果の遅れがある場合においても、新しい更新期間前にプランを作成
	し、包括への確認や利用者への交付を行う。
	認定結果が暫定で、立てたプランと相違がない場合は、暫定プランに認定日や認定
	期間を記入し、本プランとして使用する。
	新規や更新において、予定された介護度と差異が生じた場合は、遡りをしてプランを
	再作成する必要はなく、暫定プランは活かし、認定確認後に介護度に応じたプランを
	作成する。
	* サービス開始前にプラン作成があることが原則。